

開催日及び場所	令和元年6月17日(月) さいたま新都心合同庁舎2号館7階A・B会議室
委員	岩谷 眞 (不動産鑑定士) 長内 温子(公認会計士) 菊池 喜昭 (大学教授) 徳力 徹也 (大学教授) 三谷 和歌子 (弁護士)

I 防衛省発注機関が発注する建設工事等に関する審議

審議対象期間	平成31年1月1日 ~ 3月31日
審議対象件数	94 件

1. 入札状況について(入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について)

抽出件数		7 件	審 議 概 要	【報告事項】 ・ 指名停止状況について ・ 契約状況について 【抽出案件】 ・ 建設工事、建設コンサルタント業務等 (1)~(7) 北関東防衛局
建設	一般競争(政府調達協定対象)	0 件		
工事	一般競争(政府調達協定対象外)	6 件		
建設コンサルタント業務等		1 件		

意見・質問		回 答
【報告事項】 ○指名停止状況について [特になし] ○契約状況について [特になし]		

○委員からの意見・質問  ○それに対する回答等	<p>【抽出案件】 ○ 建設工事[一般競争入札](政府調達協定対象外) (1) 木更津(30)発電機室新設電気その他工事 (北関東防衛局調達部)</p> <p>・ (1)から(3)の審議案件に共通して言えるが、2者が参加希望するものの、いざ応札となると1者が辞退している。それぞれ同じような理由で「技術者が確保できない」ということである。また、本案件は「工事内容について魅力がない」という理由で応札者が少ないということだが、他の事案についても同じ理由なのか。</p> <p>・ ほかに複数の業者が参加を確保できるような手段をとられているのか。</p> <p>・ 本工事は「主任技術者の専任を要しない」ということであるが、主任技術者の兼任はできるのか。</p> <p>・ 技術者不足の現状について、今後の工夫を何か考えているのか。</p>	<p>・ 今回の(1)から(3)の審議案件については、本件を含め、工事内容等から類推すると魅力がないものと考えられ、参加者が少なかった。年度末の発注であり、「少ない技術者でどの案件を受注するか」という応札者側の企業判断があると思う。</p> <p>・ 配置可能な技術者が少ないという状況が多く見られるところだが、当局も条件の緩和や業法の範囲で同一地区の技術者の兼業を認めるなどの対策を講じて、複数の業者参加を促し、競争性を確保しつつ不調・不成立を防止し、かつ契約に結びつける努力をしているところである。</p> <p>・ ご指摘の点について、本工事の規模等を踏まえ、専任を求めているので常駐する必要はないが、工事を行う段階ではそこに主任技術者がいなくてはならず、主任技術者なしで工事を進めることは出来ない。専任の義務を課していないので他の民間の工事の併任ができるという意味の条件緩和としてやっているが、現実的に主任技術者なしで工事を終わらせることは建設業法上できないので、兼任は難しいと考える。</p> <p>・ 技術者が絶対的に足りないところは如何ともし難いが、今までの完全な資格と経験を持っている者だけではなく、もう一つ低いランクの資格でも技術者として認めようという動きを国として検討しているところである。現実的に新しい技術者を育てるために、補助として若い人をつけた場合に総合評価方式で加点して若い技術者を育てて、未来の技術者確保に繋げていこうという制度を実施していく予定である。</p>
-------------------------------	--	--

○委員からの意見・質問

○それに対する回答等

○ 建設工事〔一般競争入札〕(政府調達協定対象外)  
(2) 習志野(30)教場整備等土木工事 (北関東防衛局調達部)

- ・ 工事概要として、3カ所の整備工事場所があるが、別に発注してもよかったのではないか。まとめて発注することにメリットがあるということなのか。
- ・ 工事をまとめて発注することで、逆に受注しにくくなったということはないか。

- ・ 3カ所の工事場所とも給水工事が主であるが、給水管の延長が少ない工事となっている。ポンプの付け替え等だけで発注すると工事規模が小さくなり、参加業者が少なくなると考えられ、ある程度まとめて発注することとした。
- ・ 受注しにくいということはないと考える。

○ 建設工事〔一般競争入札〕(政府調達協定対象外)  
(3) 下総(30)鉄塔新設建築その他工事 (北関東防衛局調達部)

- ・ 本件の総合評価に関する説明の中で、落札業者の評価表で配置予定技術者の技術力は0点だったとの説明があったが、しっかりとした技術者を配置しないと、きちんとした工事が出来ないのではないか。このような観点からすると、ここが0点で落札するのめどうかと思うがいかがか。
- ・ 基本の技術力があれば、まず認めるということで、経験等があれば更に加点として配置予定技術者の技術力というものを評価するということか。

- ・ 総合評価方式として、技術者の評価において、同種工事の施工経験があれば「よりよい工事」をやってもらえるであろうということで加点評価をし、当局の求める同種工事の経験を持つ技術者を有利に判定しようという評価方式なので、失格要件になっていなければ問題は無い。
- ・ ご指摘のとおりである。

○ 建設工事〔一般競争入札〕(政府調達協定対象外)  
(4) 勝田(30補)宿舎改修機械その他工事 (北関東防衛局調達部)

- ・ (4)から(6)の審議案件「防衛省における2次補正予算関連工事」の発注については、詳細図等作成業務が入っているとのことだが、詳細図等作成を一時下請けとして測量、又は建設コンサルタント会社等が請け負った場合「バブディス、又はテクリスへの登録が可能」とのことだが、この条件が発注者側あるいは業者側にとってどんなメリットがあるのか説明願いたい。

- ・ 当該条件のメリットについては、従来、詳細図作成業務は請負業者が下請け業者に依頼して実施する場合、設計の実績としての登録を認めていなかったが、最近では設計事務所における技術者が少なく、実績にならない詳細図等作成業務を受ける者がいるのかという懸念がある。このことから、当局が発注した設計業務と同等の扱いとし、実績として登録を認め、工事完成後は、当局の設計業務の実績として評価して、下請けとなる設計事務所にも魅力のあるものとするにより、参加しやすくなると考えている。

○ 建設工事〔一般競争入札〕(政府調達協定対象外)  
(5) 市ヶ谷(30補)環境整備工事 (北関東防衛局調達部)

- ・ 本件は1者応札となっているが、やはり技術者をなかなか確保できないので、1者応札という結果になったのか。また、この工事に参加できる業者はどの程度見込まれるのか。
- ・ 防衛秘密の問題等、しっかりとした条件があり、参加が難しいのではないか。

- ・ 技術者を確保できない点もあるかと思うが、本件は、運用しながらの工事実施で、参加者が非常に少なくなったものと考えられる。なお、本工事については、多数の参加が可能ないように参加要件の拡大に努めている。
- ・ 防衛本省の工事であっても特に厳しい条件を設定していないが、様々な行事等の関係で工事の制約を受けやすいとの認識があるようで、なかなか入札参加者が増えない状況ではある。

○委員からの意見・質問  ○それに対する回答等	○ 建設工事〔一般競争入札〕(政府調達協定対象外) <b>(6) 父島(30補)隊舎改修建築その他工事 (北関東防衛局調達部)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件は父島(離島)の工事だが、このような離島の工事は、特定の業者が強いということはあるのか。たまたま今回の業者が1者応札となったということか。</li> <li>・ 落札業者は、父島の業者を下請け業者にしているようだが、他者が参加出来ないのは下請け関係(地元)のところと繋がりが無いからということはないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1者応札ということで、落札業者へヒアリングを実施したところ、当局が発注する以外の工事を実施しており、既に職人が島内にいることから、引き続き受注して工事が出来るとのことであった。なお、特定の業者が強いとは考えていないが、一般的に見ると、東京都から1,000km離れている工事場所で、船の手配や職人を常駐させて工事を行う等のノウハウが既にある業者が比較的優位であると思う。</li> <li>・ ご指摘の点については、下請け関係を当局が指定することは出来ないが、今回の落札業者は、既に他工事を受注しており、下請け業者の確保等も含め、入札参加に優位だったと考えられることから他者が入札参加にあたって(地元との繋がり等を)考えることはあるかと思う。</li> </ul>
	○ 建設コンサルタント等業務〔一般競争入札〕(政府調達協定対象外) <b>(7) 館山(30補)局舎新設測量等調査 (北関東防衛局調達部)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件において「品質確保基準価格」が設定されているが、建設工事等における調査基準価格との違いは何か。</li> <li>・ 第三者履行確認とは、落札業者が本業務を履行出来なかった場合に、その第三者が保証してくれるものか。</li> <li>・ 第三者履行確認の実施にあたって、証明書のようなものを出させるのか。</li> <li>・ 館山地区のみであれば、もう少し参加者が集まったと思う。分割して発注するのは難しかったのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件は、品質確保の観点から、第三者履行確認という条件を付しており、調査基準価格と同様に予定価格が500万円以上1,000万円以下の案件で、予定価格を下回った場合、適正に履行がなされるかどうかの品質確保のための検査をしなくてはならないと定められている。1,000万円を超える場合は調査基準価格を設けることとなるが、この案件については同様の率を掛けて「品質確保基準価格」を設定し、第三者履行確認を実施することとなる。</li> <li>・ 履行の保証というものではない。同等の技術力をもった他社の技術者がその仕事を確認し、成果品の品質を担保させる制度である。</li> <li>・ ご指摘の点については、受注者は契約締結後、監督官に履行確認者を通知し、業務の各履行段階において報告書を提出し、履行確認者立会のもと状況報告を行うとしている。</li> <li>・ 補正予算は短期間で執行しなければならないということもあり、同じ海上自衛隊の複数案件をまとめることで、なるべく測量面積を増やして発注したところである。</li> </ul>
2.談合疑義案件の処理状況について 報告なし			
3.入札結果の事後的・統計的分析結果について(公正入札調査会議への報告内容の確認等)			
審議概要	・順位傾向、落札率・応札率、調査項目別の平均落札率等、低入札／不調事案の分析		
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	特になし		
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし		
4.再苦情処理(再説明請求回答)	該当案件なし		

令和元年度 入札監視委員会議事概要

北関東防衛局

開催日及び場所	令和元年6月17日(月) さいたま新都心合同庁舎2号館7階A・B会議室
委員	岩谷 眞 (不動産鑑定士) 長内 温子 (公認会計士) 菊池 喜昭 (大学教授) 徳力 徹也 (大学教授) 三谷 和歌子 (弁護士)

II 契約実施機関が締結する契約(建設工事等を除く。)に関する審議

審議対象期間	平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日
審議対象件数	343 件

1.入札状況について(入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について)

抽出件数	6 件	審議概要	【抽出案件】 (1) 防衛監察本部 (2)~(6) 北関東防衛局
一般競争	6 件		
随意契約	0 件		

	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問	<p>【抽出案件】</p> <p>○ 一般競争入札</p> <p>(1) 両袖机外2件 (防衛監察本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本案件は、一般的な物品購入に見受けられるが、再公告となり、1者応札となってしまっている。また、同様な案件が発注されており、こちらは競争が見られるが、本件がこのような結果となってしまった要因を把握しているか。</li> <li>再公告での予定価格が妥当であったという認識か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご指摘の競争が見られる同様の案件については鋼鉄製機の購入であり、本案件は当本部において購入実績のない木製機の購入であったことが再公告となった要因と考える。再公告となったため、他の機関や参加業者にヒアリングを行ったところ、木製機は発注を受けてから組み立て調整を行い、業者に搬入をしてもらう等、割引率の低い物品であった。</li> <li>再公告における予定価格の再度見直しに当たって、他の機関の情報収集や応札された業者の見積り等から予定価格を算定したことから、再公告時においては妥当な予定価格となったと考える。</li> </ul>
	<p>○ それに対する回答等</p> <p>○ 一般競争入札</p> <p>(2) 北関東防衛局(30)ガソリン等給油及び洗車等業務(単価契約) (北関東防衛局総務部)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1者応札となった理由説明の中で、仕様書における「4キロ範囲以内のガソリンスタンド」は10件ほどあるが、人員が少ないので入札に応じられないというところがあるとのことだが、これは業務量が多くて難しいと思われる業者が多いということか。</li> <li>何か工夫していかないと、次年度も1者応札になってしまう可能性があるのではないか。</li> <li>検討の結果、良い結果に結びついたのであれば、情報共有をお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数業者への周知を行っているが、業者から「限られた人員では入札や契約の手続きに時間を割くことができないため参加に応じられない。」とのことであった。業務量が多くて難しいという訳ではなく、参加者が日常の仕事をしている中で、入札に参加する時間が無い、人がいないというような理由である。</li> <li>今回の結果を踏まえ、他省庁の状況を確認したところ、特定のメーカーであれば全て給油できる特約店(代理店スタンド等)方式を採用している省庁があり、特約店方式の導入に向けて検討を行っているところである。</li> <li>良い結果に結びつけられるよう、対応していきたい。</li> </ul>

○ 一般競争入札

(3) 厚木飛行場周辺(30)住宅防音事業に係る事務手続補助等業務(その7) (北関東防衛局企画部)

○委員からの意見・質問

○それに対する回答等

・ 契約がその1~その11までであるが、落札率にかなりばらつきがあり、必ずしも1者応札ということでもないが、これは何か理由が考えられるのか。

・ 本業務は、行政書士のノウハウがあればできる業務なのか。また、契約その1~その11の中で、1者応札にも関わらず、低落札率の契約が見られるが、なぜこういう結果となっているのか把握しているか。

・ 本件業務はそれなりに高額の業務と認識しているが、2者くらいの参加者しか応札をしてこない。もっと行政書士事務所が参加してくる印象があるが、なにか参加者に周知させる努力をしているのか。

・ 過去の審議事案を見ると競争が見られているが、今年度は1者応札が非常に多い。技術的、商業的に複数社の参加が可能と思われるのに、なぜ今年度はこうなったか等、問題意識を持ってヒアリングを行い、それらの理由を踏まえて検討して頂きたい。

・ ご指摘の点については、業者の経験則やノウハウ、業者側のマネージメント等いろいろな要素があってそのような結果になったと思う。落札率が高い、低い因果関係等については、今後、要因の理由把握に努めていきたい。

・ 基本的な事務手続き補助等業務は、行政書士のノウハウがあれば出来る。なお、1者応札でありながら落札率が低い要因については、ヒアリング等を実施し分析していきたいと考えている。

・ 入札参加の周知については、公告等をホームページにアップした後、関係する商工会議所等への公告周知や参加実績のある行政書士事務所への公告周知を図っている。今後も関係機関への協力依頼や周知の努力は継続していきたい。

・ ご指摘の点を踏まえて、ヒアリング等を実施していきたい。

○ 一般競争入札

(4) 特別管理産業廃棄物(30)処分及び収集運搬業務 (北関東防衛局調達部)

・ 過去に同様案件はないということになっているが、今回の案件が特殊だったのか。

・ 本案件は低入札調査対象となっているが、なぜこんなに見積もり額より低い額で受注できたのか。それはどういう理由だったのか。

・ 見積もり業者はどういう基準で選ばれたのか。また、見積もり業者によっては、一部単価にかなりの開きが見られるが、専門の立場から見て不自然さはないか。

・ ご指摘のとおり、当局調達部で処理している案件としては特殊で、一般的に高低濃度PCBが発生したときは、その財産を管理している部署が適正な処置を行うということになっており、当方でやった実績は過去にはない。本件については、基地外の留保地だった現場で、伐木造成工事中、PCBが見つかったため、急遽、予算要求を行い、本業務を発注したものである。

・ 低入札調査ヒアリングを行ったところ、当初見積もりについては、工場の稼働率、手持ちの仕事量の状況等、一般的な条件で見積もりを行ったが、入札時には、自社工場のプラントが空いていたことや運搬処理にかかる人員はすべて自社で対応可能かつ期間内に確実に処理できると言うことで工場の有効な稼働を踏まえて、ぜひ受注したいと言うことで、自社の稼働率を上げて最低の利益率で入札したという回答であった。その回答を踏まえ、この業務は環境省廃掃法に適する事業所であること、その適正な処分ができることが条件であり、これらを満たす者であることから実施可能と判断して落札決定した。

・ 見積業者の基準については、PCB、低濃度PCB処分業者が環境省のHPでアップされており、その中で基地に近いところという観点で(半径100キロ圏内程度)現実的に運送処理が可能な業者4者を選定した。単価の違いについては、最終処分者が自社で行う処分単価(自社の処分の仕方、運搬などの条件の下に設定されている個別単価)なので、当局にノウハウはない。見積もり金額の総額が同等の金額であったことから適正に見積もりされたものと判断し予定価格を作成した。

○委員からの意見・質問	<p>○ 一般競争入札 (5) 平成30年度廃油の処理業務に係る役務（北関東防衛局管理部）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件業務については海上自衛隊でも行われており、本件落札業者が契約しているとのことだが、そもそもこの業務はこの契約業者しか出来ないのではないか。</li> <li>・ 本件の説明の中で、硫黄島内で廃油処理するという説明だったが、これを硫黄島以外のところで処理するという選択肢はないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご指摘のとおりで、全国的にこの契約業者以外、もう1者程度しかなく、他の業者にも一度ヒアリングを行い、入札参加出来ないかと話をしたところ、役務期間が約10日間程度であり、また遠隔地にあると言うことで難しいとのことだった。なお、契約業者においては、海上自衛隊と年間を通して契約しているので、本業務が10日間程度でもトータルで見ると長期間契約している中で参加可能ということだった。</li> <li>・ 硫黄島自体が内地からかなり離れており、廃油を内地に運ぶとなると何千万円もの輸送費がかかるので島内で処理してもらおう仕様となっている。</li> </ul>
○それに対する回答等	<p>○ 一般競争入札 (6) 平成30年度防衛装備庁電子装備研究所飯岡支所周辺の地役権設定に係る不動産鑑定評価業務（北関東防衛局管理部）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 極めて赤字であろうと思われる金額で応札しているが、本件を落札した後、付随業務等が出て、そこからは事実上、随意契約で受注できる業務のためか。</li> <li>・ 入札状況を確認すると、最も高い入札金額と比較しても予定価格との差が大きいと思うが、予定価格の算定についてはどう考えているか。また、他の鑑定業務は予定価格とそんなに変わらない入札価格で落札されているのか。それとも、そもそも不動産鑑定業務は低く落札される業務なのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件は、ご指摘のような業務ではない。</li> <li>・ ご指摘のとおり、予定価格と入札価格に大きな差が見られているが、予定価格の算定については、公共事業に係る不動産鑑定報酬基準に基づいて算定している。なお、本件については、非常に落札率が低いと承知しているが、その他の不動産鑑定評価業務についても、予定価格に対する落札率は概ね低いものとなっている。</li> </ul>
委員会による意見の具申又は勧告の内容	・ な し	
2.談合情報案件の処理状況について	・ 該当案件なし	
3.再苦情処理	・ 該当案件なし	